

向日葵

vol.
304

令和8年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

HIGASHIMURAYAMA



【青森県】弘前公園の桜 花筏 (はないかだ)

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column
税務署だより
令和8年度 税制改正大綱
わかりやすい事業承継/
税の絵はがき展示 女性部会
地域の名所/地域のイベント情報
社労士コラム
会社紹介

【ご案内】本部研修会/税制セミナー/源泉所得
税実務研修会/オンライン「入門!決算書の
見方・活用」講座

▶ P2-3
▶ P4-5
▶ P6-7
▶ P8
▶ P9
▶ P10
▶ P11
▶ P12

【実施報告】青年部会出前事業/青年部会租税ダンスフェ
ス2026/税制セミナー等/パソコン教室(下期)/オンライ
ン「基礎から学ぶ給与計算実務」/e-Tax・eLTAX講習会 ▶ P13
【ご案内】本部通常総会/厚生親睦チャリティ
ゴルフ大会/各ブロック・部会報告会&研修会 ▶ P14
【ご案内】法人会入会/新入会員紹介コーナー/
立川都税事務所 ▶ P15
人人 ▶ P16
【実施報告】確定申告陣中見舞&管内寄付活動/
タオル寄付等/生活習慣病健診 ▶ P17
【実施報告】ブロック・支部活動 ▶ P18-19
委員会紹介/レシピ/【ご案内】法人会行事 ▶ P20





社長貸付金

こんにちは税理士の下田壮一と申します。
令和8年度の税理士コラムを担当させていただくこととなりました。

実は令和4年度にも担当させていただきました。この税理士コラムは東村山法人会ホームページで過去年分も閲覧できまして、その当時のコラムもまだあります。是非ご一読いただけましたらと思います。

私、税理士下田の心がけていることは、専門用語は極力使わず、簡単な言葉で難しいことを説明することです。それでは今回は社長貸付金についてお話いたします。

会社が社長にお金を貸す

社長 私は(架空の)社長だ。日々忙しい。
若くして独立して今年で20年目だ。社員は8人。専門性の高いソフトウェアの製作をしている。

おかげさまで会社の資金繰りはよく無借金経営で問題はない。

私の役員報酬も結構な金額をもらってはいるが、とにかく子育てに金がかかる。住宅ローンも抱える私に妻は簡単に娘の大学の入学金300万円を用意してくれと言ってくる。

そんなこともあって、私の財布はいつも余力がない。

もうしょうがない。会社から借りるしかない。会社のキャッシュカードは私が管理しているし、勝手に引き出してもいいのだが、一応、税理士に電話で確認してみるか。



社長「あー先生?ちょっといい?実は会社から300万円ほどお金を借りたいのだけど、どうしたらいい?」



税理士「社長、金融機関から見ると、財務諸表に社長貸付金があるとその会社は信用できないと信用ランクを落とします。ただ今は金融機関から借入もないので考慮する必要は薄いかもですね。社長、2-3年のうちに金融機関から借入をする予定はありますか?」



社長「ないかな」



税理士「それでしたらまあいいかもしれませんね。会社が金融機関から借り入れをした後、その一部を社長貸付したりすると、その金融機関の信用をそこなって問題となることはありません。」



社長「わかった。気を付けるよ。税務署的にはどうなんだい?」



税理士「会社に返済もせずにいると、税務調査に入られて『これは社長に対する実質的な賞与ですね。源泉徴収漏れとなります。賞与ですから法人税法上、損金にもなりません。個人所得の課税漏れですから所得税、住民税も追徴となりますね』
というキツニー一撃を食らいますね。当然延滞税、過少申告のペナルティもあります。」



社長「わかった。期日になったら返

～会社が社長にお金を貸す～

税理士
下田 壮一

済はする。でも利息はなしでいいでしょ?」



税理士「資金使途が災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員又は使用人に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合は利息を取らないで許されるケースもありますが今回は違いますね。」

令和8年以降ですと利息は年1.3%とることとなっています。1年後一括返済ですと、300万円×1.3%=39,000円が利息となりますね。

このところ金利が上がりましたので昨年に比べ0.4%も上昇しました。」



社長「……」



税理士「金銭消費貸借契約書は社長の方で作成しますか? 300万円ですから2000円の印紙の貼付も必要ですね。」



社長「……」



税理士「議事録はいかがですか? この会社は取締役会がありませんので、臨時株主総会で貸付金の承認を得ることとなります。その際社長は議長となることができません。」



社長「いつも私が株主総会の議長をつとめているのだが?」



税理士「役員が会社と自身の利益が相反する取引を会社に行わせる

ことを利益相反取引と言います。金銭消費貸借は会社法356条により臨時株主総会での承認を受けなければなりません。

この会社にはもう一人役員がいますので、その方をお願いして議長となってもらい議事録を作りましょう。



社長「彼(役員)にばれてしまうなあ。もし役員が一人しかいないような会社はどうなるのか?」



税理士「一人会社の場合、形式的な株主総会や取締役会は不要で、「みなし決議」として代表取締役が決定したことを記録する形式をとります。それでも議事録は必要ですね。」



社長「いや一大変なことになったな。」

Profile

しもだ そういち
下田 壮一



西武池袋線 清瀬駅北口そばで
税理士事務所経営。
平成12年税理士試験合格。
同16年1月独立。
30歳まで信用金庫職員。61歳。
小平市、清瀬市等で税務相談10
日以上。
法人会の決算法人説明会等で

毎年講師を務める。
令和5年に再開発で自らのビルが収用されるという
特異な経験をする。資産税も強い。

《事務所所在地》

清瀬市元町1-13-29 小山ビル2階201号室

《TEL》090-6501-1982

《E-mail》souiti@msi.biglobe.ne.jp

税務署だより

令和8年5月から税務署窓口での
納税証明書の請求・受取の受付は

9時～15時



までをお願いいたします

自宅等から

電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから請求・受取ができますので
是非ご利用ください！

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



マイナンバーカード
が必要です！

デジタル庁
公式noteはコチラ



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



窓口受取

※ 法人の場合、代表者本人のマイナンバーカード以外に「商業登記電子証明書」等の電子証明書を利用して申請することができます。

- ✓ 事前にオンライン請求をお願いいたします。
- ✓ 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。

※ 利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、
マイナンバーカードをご持参ください。

オンライン申請



e-Tax(Web版)

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**



計画的な納税資金の積立てを!

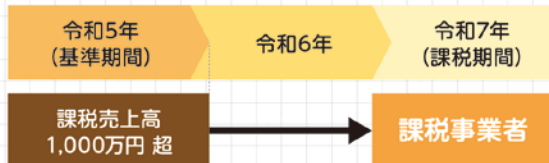
Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?



基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point

計画的な納税資金の積立てには**予納ダイレクト**が便利です!

Q.予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に均等額を予納すると...

最後の納付が少なくて済んだよ!

差額もダイレクト納付!



予納ダイレクトのメリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、国税庁ホームページへ

YouTubeでも紹介しています!

確認しながら作業ができる!

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



ダイレクト納付を利用した予納と分割納付のご紹介▶



●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

| 区分 | 卸売業(第1種事業) | | 小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業) | | 農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業) | | 飲食店業など(第4種事業) | | 金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業) | | 不動産業(第6種事業) | |
|---------------|------------|---------|-------------------------------|---------|-----------------------------|---------|---------------|---------|-----------------------|---------|-------------|---------|
| | みなし仕入率 | 90% | 80% | 70% | 60% | 50% | 40% | | | | | |
| 売上に対する納税額の目安率 | 1.0% | 2.0% | 3.0% | 4.0% | 5.0% | 6.0% | | | | | | |
| 年間課税売上高 | 1,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 1,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 1,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 1,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 |
| 各月売上高 | 84万円 | 167万円 | 250万円 | 167万円 | 167万円 | 250万円 | 167万円 | 167万円 | 167万円 | 167万円 | 167万円 | 167万円 |
| 年間税額 | 10万円 | 20万円 | 30万円 | 20万円 | 20万円 | 30万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 積立目安月額 | 0.9万円 | 1.7万円 | 2.5万円 | 1.7万円 | 1.7万円 | 2.5万円 | 1.7万円 | 1.7万円 | 1.7万円 | 1.7万円 | 1.7万円 | 1.7万円 |

※上記積立目安額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

令和8年度 税制改正大綱

— 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！ 特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

| 給与収入 | 基礎控除 |
|-----------|-------|
| 665万円以下 | 104万円 |
| 850万円以下 | 67万円 |
| 2,545万円以下 | 62万円 |
| 2,595万円以下 | 48万円 |
| 2,645万円以下 | 32万円 |
| 2,695万円以下 | 16万円 |
| 2,695万円超 | - |

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

| 住宅の区分 | 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|------------|------------|---------|------|------|
| 認定住宅 | 令和8年～令和12年 | 4,500万円 | 0.7% | 13年 |
| ZEH水準省エネ住宅 | | 3,500万円 | | |
| 省エネ基準適合住宅 | 令和8年・令和9年 | 2,000万円 | | |

②認定住宅等である既存住宅

| 住宅の区分 | 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|------------|------------|---------|------|------|
| 認定住宅 | 令和8年～令和12年 | 3,500万円 | 0.7% | 13年 |
| ZEH水準省エネ住宅 | | | | |
| 省エネ基準適合住宅 | | | | |

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

| 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 控除期間 |
|------------|---------|------|------|
| 令和8年～令和12年 | 2,000万円 | 0.7% | 10年 |

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てるのが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

| 現行 | | 改正案 | |
|----------|---------|--------------------|---------|
| 通勤距離の区分 | 非課税限度額 | 通勤距離の区分 | 非課税限度額 |
| 片道55km以上 | 38,700円 | 片道55km以上 65km未満 | 38,700円 |
| | | 片道65km以上 75km未満 | 45,700円 |
| | | 片道75km以上 85km未満 | 52,700円 |
| | | 片道85km以上 95km未満 | 59,600円 |
| | | 片道95km以上 | 66,400円 |

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を收受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

| 期間 | 控除割合 |
|--------------------------|------|
| 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで | 70% |
| 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで | 50% |
| 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで | 30% |

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

T I S 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第31回 わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

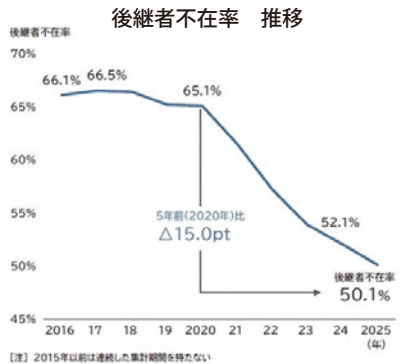
東京も3月に入って急激に暖かい日が増えてきました。未だ全開のスギ花粉は厄介ですが、3月19日は例年より早いソメイヨシノの開花となりました。これからお花見の季節ですね。とはいえ、朝晩は冷え込むこともありますので、体調には十分ご注意ください。

さて、今回は、特例事業承継税制の認定申請に必要な「特例承継計画」の提出期限が1年半延長（令和8年3月末から令和9年9月末）についてご報告いたしました。

今回は中小企業における、「後継者不在率」について書きたいと思います。

2025年に帝国データバンクが公表した企業調査によると、日本企業の後継者不在率は「50.1%」となり、統計開始以来で最も低い水準となりました。これは過去数年にわたり改善傾向が続いていることを示しており、長年社会問題とされてきた「後継者不足」が徐々に緩和しつつあることを意味します。（下記図表出所:帝国データバンク）

ただし、事業承継の実務な視点から見ると、この数字をもって単純に問題が解決したとは言えません。寧ろ、承継の形態が大きく変化している



ことを示す重要なサインと理解する必要があります。後継者不在率の改善には、主に次のような要因が考えられます。

① 事業承継支援制度の整備

近年、国や自治体による支援制度が急速に拡充されています。例えば「事業承継・引継ぎ支援センター」「特例事業承継税制」「M&A支援施策」などの制度が整備されたことで、経営者による「事業承継を具体的に検討する環境」が整ってきました。特に中小企業では、専門家による伴走支援が一般化してきたことも大きな変化と言えるでしょう。

② M&A市場の拡大

もう一つの大きな要因は、中小企業M&Aの一般化です。以前は「会社を売る」という選択肢はネガティブに捉えられることが多かったのですが、現在では「従業員雇用の維持」「取引先の保護」「企業価値の最大化」といった観点から、第三者承継が合理的な選択肢として広く認識されるようになりました。

この変化により、親族に後継者がいない企業でも、事業を存続できる可能性が高まっています。

今回は、事業承継のトレンドについてみてみたいと思います。

Profile 執筆 じょうこう さとる 中小企業診断士 上甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チームマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office 株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 ☎ 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp 🌐 http://www.kokudokoue.co.jp/

ミライサポート合同会社 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-62-8 BIGオフィスプラザ池袋1206

☎ 070-5464-2789 メールアドレスは上記と同様です。

税の絵はがき展示 女性部会

令和7年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税務事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビー及び都税事務所入口にて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



東村山税務署
1階ロビー



立川都税事務所
1階ロビー

地域の名所

西東京市 田無市民公園

昔は、そこかしこに点在していた、タコ公園。

今では、老朽化・公園の閉鎖等で、めっきり見なくなりました。

タコ公園の歴史を調べると1965年足立区のタコ公園がスタートみたいです。直ぐに人気が出て多くの役所から建設の依頼が来たそうです。

西東京市内、数箇所あった記憶がありますが、現存する最後のタコ公園かも知れません。

夏には幼児用プール「ジャブジャブ池」も併設されています。

小さなお子さん、お孫さんのいらっしゃる方、訪れてみては如何でしょうか。

場所 西東京市向台町
五丁目4番地



地域のイベント情報

清瀬市

市役所屋上での養蜂事業

～清瀬市役所産はちみつ「きよはち」～



清瀬市役所屋上での養蜂は、平成26年に都内初となる自治体職員による養蜂事業としてスタートし、令和5年度からは持続可能な形として官民連携で実施しています。飼育状況の見学会や「きよはち」の販売など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

ホームページ

★ <https://www.city.kiyose.lg.jp/bunkasportskankou/shinaimidokoro/1003844.html>



ホームページ

きよはち

100% PURE HONEY
KIYOSE TOKYO



労基法大改正、押さえるべきポイントは…

40年ぶりの労基法大改正は実施見送り中ですが、最低限押さえるべきポイントは次の2点です。

1 改正の位置づけ(現状)

- 2026年通常国会への提出は見送り。ただし議論は継続中。
- 2027年以降の段階的施行が有力視され、方向性は白紙ではありません。
- 企業は「見送り=準備不要」ではなく、早期対応した企業との差が開く局面です。

2 以下は、主要な改正方向をにらみつつ最低限押さえるべき論点

① 14日以上連続勤務禁止(新ルール)

- 長時間労働抑制のため、2週間連続勤務を禁止する方向。
- シフト制・小規模事業所は特に影響大。
- 年間カレンダーの再設計が必要と考えられます。

② 勤務間インターバル制度の義務化(原則11時間)

- EU基準を参考に、終業から次の始業まで11時間以上を確保の方向へ。
- 実現すれば、深夜残業・早朝勤務の運用が大きく変わる。

③ 法定休日の「特定」義務化

- 現行は「毎週1日または4週4日」だが、どの日を法定休日とするかを就業規則で明示する方向の模様。
- シフト制企業は休日管理の透明化が必須。

④ 副業・兼業の割増賃金の通算ルール廃止の方向へ。

- 現行：複数事業場の労働時間を通算し、割増賃金を計算。
- 改正方向：割増賃金の通算を廃止(しかし、健康管理についての通算は維持)。
- 副業容認企業は制度見直しが必須と考えられます。

⑤ 連絡遮断(つながらない権利)

- 勤務時間外のメール・チャット対応を求めない仕組みの整備。
- 管理職の働き方改革に直結。

⑥ 年休の賃金算定方法の見直し

- 時給制・変形労働制などで算定方法の統一・簡素化が議論。

⑦ 過半数代表の選出手続きの厳格化

- 36協定の適正化のため、選出プロセスの透明化が求められると考えられます。

ほぼ実施が予想されるポイントについてはできうる限りの整理と対応を行うことが望ましいと考えられます。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2026年4月1日現在

◆石津社労士事務所 (特定社会保険労務士、
所長 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、
代表 国分寺商工会会員、
ワンストップソリューションサービスチーム主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 社会保険労務士(平成10年11月)
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

会社 紹介

株式会社CLOVERHOME

代表 星野 英樹
所在地 小平市花小金井 6-16-8
電話番号 042-497-5968
所属 小平第4支部



株 式会社CloverHomeは、地域に根ざしたリフォーム会社として、住まいの価値向上と快適な暮らしづくりのお手伝いをしています。マンションや戸建住宅のリフォーム・リノベーションを中心に、内装・外装工事、水まわりの改修、間取り変更、断熱・防犯性能の向上など、幅広く対応しております。

当 社では、自社職人と協力業者が連携し、丁寧な施工と確かな品質管理に努めております。社内のDX化も推進し、未経験者でも業務に対応できる体制づくりを進めております。3DCADを活用した分かりやすいご提案とともに、「健康住宅」とお客様本位のものづくりを大切にしております。

お 客様一人ひとりのご要望に寄り添い、暮らしやすさや将来を見据えたご提案に努めておりま

す。自然素材の活用や電磁波環境に配慮した住まいづくりにも力を入れております。

2 026年3月には吉祥寺に自然素材のショールームを開設し、吉野檜・吉野杉や珪藻土を用いた空間にて、木のぬくもりや香り、空気の心地よさをご体感いただけます。

代 表は30年以上の実務経験を持つ一級建築士であり、2025年度宅地建物取引士試験に合格しております。2026年度より不動産分野にも取り組み、住まいに関する総合的なご提案を行ってまいります。

創 業以来、地道な実績の積み重ねを大切にしながら、お客様とのご縁を広げてまいりました。今後は、省エネ性能の高い住まいや補助金制度を活用したリフォーム提案など、時代のニーズに合わせたサービスの充実に努めてまいります。

こ れからも、住まいの価値と快適性の向上に誠実に取り組んでまいります。



花小金井事務所外観



吉祥寺ショールーム内装

本部研修会のご案内

- 講師** 山田 邦子 氏 ものまね漫談
- 演題** 大丈夫だよ、がんばろう！
- 日時** 令和8年6月4日(木) 16時30分～18時
- 会場** ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)
- 参加費** **無料** (一般の方も無料ですが、QRコードより事前にお申込み下さい)
 会員は申込不要、席は先着順での案内となります。
- 問合せ** 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654
 ※詳しくは、同封のチラシをご覧ください。



講師
山田邦子氏

一般の方のお申込み用QR⇒
 (会員は申込不要、直接会場にお越しください)



税務セミナーのご案内

東村山法人会

会場：東村山法人会館

参加費無料!!要申込

| セミナー名 | 月日(曜日) | 時間 | セミナー名 | 月日(曜日) | 時間 |
|-------------------|------------------|------------|---------------------|----------|------------|
| 税務教室 「役員給与の概要」 | 令和8年 5月12日(火) | 13時～15時30分 | 新設決算法人会 | 5月27日(水) | 13時～15時45分 |
| 決算法人説明会 | 5月13日(水) | 15時～16時 | 決算法人説明会 | 6月10日(水) | 13時～15時30分 |
| 源泉所得税実務研修会 | 5月22日(金) | 14時～16時 | 税務教室 「減価償却の計算方法」 | 6月16日(火) | 15時～16時 |

※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
 ※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

申込は
お電話です
承ります

☎042-394-7654

ご案内 源泉所得税実務研修会

参加
無料

源泉所得税の基礎から応用までを、税務署担当官が、問題演習と解説講義形式で行います。
 新任者の方も実務経験者の方もご参加ください。

- 〈日時〉 5月22日(金) 14時～16時
- 〈会場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
 ※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。
- 〈講師〉 東村山税務署担当官
- 〈参加費〉 無料
- 〈定員〉 30名 ※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

ご案内 オンライン「入門!決算書の見方・活用」講座

- 〈視聴期間〉 7月2日(木)～7月29日(水)全4週間 Webでの動画配信
- 〈講義時間〉 約6時間 期間中24時間何度でも視聴可能!
- 〈講義内容〉 ●第1回 決算書の概要
 ●第2回 損益計算書を読む
 ●第3回 キャッシュ・フロー計算書を読む
- 〈対象者〉 経営者、経理担当者、営業職や決算書の読み方に興味のある方やスキルアップしたい方
- 〈講師〉 庄司 直貴氏
 中小企業診断士と税理士有資格者として税理士事務所で活躍しTACの人気講師としても活躍!
- 〈受講料〉 会員：4,400円/一般(非会員)5,500円(税込・教材費込み)

詳細は、同封の
チラシをご確認ください。

報告

青年部会出前授業

2月21日(土)西東京市立上向台十小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。最初に水谷青年部会長より挨拶を行った後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育アニメ「カノンとスバルの3つの願い」を見てもらい、税金が無くなった街はとても不便になることを知ってもらいました。その後、アニメの内容を題材にしたクイズ5問を交えて税金の必要性についての理解を図りました。また、1億円(レプリカ)を用いて、その重さを生徒の皆さんに体験してもらいました。

児童の感想

★税金は身近なところで役立っていてなくてはならない物だとわかった。★税金によって私たちの生活はより豊かになっているんだとあらためて思った。★税金は、私たちの暮らしを支えてくれていることが分った。★DVD動画を見て税金が大切ということが分りました。★税金は、学校や私たちの暮らしに深く関わっているんだと分りました。

報告

青年部会 租税ダンスフェス2026

2月23日(祝・月)、清瀬市児童センターころぼっくるホール及び神山公園において澁谷清瀬市長、音楽ユニットglobeのマーク・パンサー氏をお招きし、東村山法人会青年部会主催(清瀬市後援)「租税ダンスフェス2026」を開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、約1,500名の来場者にお越しいただき、幅広い世代の皆さまにダンスと音楽を楽しんでいただくとともに、税について学んでいただく一日となりました。

当日は東村山法人会管内5市から5チームがダンスを披露し、子供たちの躍動感あふれるパフォーマンスに会場は歓声と熱気に包まれました。

フェス中盤には、澁谷清瀬市長ならびにマーク・パンサー氏にもご参加いただき、来場者参加型の税金クイズを実施しました。楽しみながら税の仕組みを学び、税が地域を支え未来へとつながるものであることを考えていただく機会となりました。

神山公園では、5市の地域事業者のご協力によりキッチンカーも出店でき、会場全体が賑わうとともに、租税ダンスフェスに一体感が生まれました。

フィナーレでは、マーク・パンサー氏によるDJパフォーマンスが行われ、出演チームの子供たちも壇上でダンスを楽しむ姿も見られ、ご来場者の方々にもとても喜んでいただきました。

本事業を通じ、来場者に対し税への理解を深めていただくとともに、地域のつながりの大切さを改めて実感する大変実りあるイベントとなりました。



澁谷清瀬市長



マーク・パンサー氏



ダンスの様子



キッチンカーエリア



税金クイズの様子



イベント後の集合写真

報告

税制セミナー等

新設法人説明会

1月28日(水)、3月25日(水)東村山法人会館において、松本敦彦税理士、下田士一税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れに関する講義を行っていただきました。



松本税理士



講義風景

決算法人説明会

1月14日(水)、2月4日(水)及び3月11日(水)に東村山法人会館において、倉石秀直税理士、松本敦彦税理士、會津隆行税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。



倉石税理士



講義風景

税務教室

1月20日(火)、2月10日(火)、3月17日(火)に東村山法人会館において、東村山税務署清水恭一上席国税調査官を講師にお迎えし、令和7年度第8回として「消費税申告書作成講座～原則課税～」、第9回として「消費税申告書作成講座～簡易課税～」及び第10回として「法人税申告書作成講座」について講義いただき、多くの方にご参加いただきました。



清水上席国税調査官



講義風景

報告

パソコン教室(下期)

10月7日(火)～3月24日(火)の間、パソコン教室(下期)を法人会館で開催しました。講師に東村山市シルバー人材センターより萩森先生をお招きし、受講者に対しワード・エクセル・パワーポイントの基礎と応用に関する教育・指導をしていただきました。

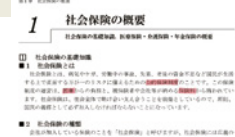


講義状況

報告

オンライン「基礎から学ぶ給与計算実務」

1月22日(木)～2月18日(水)の4週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「基礎から学ぶ社会保険実務講座」を開催しました。税理士、社労士として活躍されている他、資格の学校TACの人気講師である大里香織氏により、この講座専用(非売品)のテキストとトレーニングシートを使用し、会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等を実際に書類を作成しながら学習するオンライン講義となりました。



報告

e-Tax・eLTAX講習会

2月18日(水)東村山法人会館において、国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。東村山税務署からe-Taxの概要及び利用届出手続きについて、立川都税事務所からeLTAXの概要及び利用届出手続き等についてご説明いただきました。



e-TAX講習会風景(東村山税務署)



eLTAX講習会風景(立川都税事務所)

ご案内

公益社団法人 東村山法人会

第14回 通常総会



期日 令和8年6月4日(木) 14時00分～16時00分

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

議案 令和7年度決算等

参加資格 東村山法人会の正会員のみ(5月中に、通常総会招集通知書等をお送りします。ご欠席の会員様は同封の委任状のご投函をお願いします。)



昨年度通常総会

通常総会后、音響チェック等準備の関係上、同会場で16時30分より『本部研修会』を開催します。

ご案内

東村山法人会 第32回

厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 令和8年5月19日(火) スタート8時(予定) 雨天決行

会場 西武園ゴルフ場(埼玉県所沢市荒幡1464)



昨年度厚生親睦チャリティゴルフ大会

大会に関する問合せは 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※お申込みは同封の第32回厚生親睦チャリティゴルフ大会申込書にて受け付けます。

令和
8年度

各ブロック・部会報告会&研修会のご案内

税制研修会は **どなたでもご参加いただけます。**

※報告会、交流会は会員のご参加に限らせていただきます。

参加費無料・申込不要

| ブロック等 | 開催日 | 開催時間 | 場所 |
|-------|----------|---------|------------------------------|
| 東村山 | 5月15日(金) | 調整中 | 東村山法人会館 (交流会はサガミ東村山店にて開催) |
| 小平 | 5月7日(木) | 調整中 | 一龍 |
| 西東京 | 5月27日(水) | 調整中 | イチョウホール |
| 東久留米 | 5月21日(木) | 17時30分～ | 東久留米商工会館 |
| 清瀬 | 5月13日(水) | 16時30分～ | アミューホール |
| 青年部会 | 4月24日(金) | 15時00分～ | 東村山法人会館 |
| 女性部会 | 4月23日(木) | 15時30分～ | 東村山法人会館 |

※日程等は変更になる可能性があります。

〈お問合せ〉 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- 著名な講師の講演を聴きたい!
- 地域社会に貢献したい!
- 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー

この度、川嶋さん(株)ブライト)よりご紹介いただき入会する運びとなりました。株式会社縁です。株式会社縁が運営している店舗を紹介させていただきます。

2025年10月、東久留米に【割烹堂】をオープン致しました。

割烹と聞くと少々かしこまる部分があると思いますが、当店は『気軽に割烹を楽しむ』をコンセプトに掲げております。

お手頃価格で新鮮な鮮魚や逸品料理をご用意し、落ち着いた空間でお食事を楽しめます。

皆様のご来店お待ちしております。

〈法人名〉株式会社縁
 〈代表者〉佐藤 貴一
 〈住所〉東久留米市本町2-2-18
 〈TEL〉042-479-4088
 〈支部〉東久留米第1支部(正会員)

立川都税事務所からのお知らせ

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

| 公売参加申込期間 | 動産、自動車 | 不動産等 |
|----------|---|-----------------------------------|
| | 令和8年5月29日(金) 13時~令和8年6月15日(月) 23時 | |
| 入札期間 | 令和8年6月23日(火) 13時~令和8年6月25日(木) 23時 | 令和8年6月23日(火) 13時~令和8年6月30日(火) 13時 |
| 公売物件 | 東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。 | |
| 実施機関 | 主税局徴収部・各都税事務所 | |
| お問合せ先 | 主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027) | |

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。最新情報は下記ホームページをご覧ください。

■主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

■公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索



清瀬支部
株式会社小林設備工業
代表取締役

小林 雄治さん



当社は先代が昭和44年10月設立、のち清瀬市梅園にて設備工事業を開始しました。私は清瀬市内の小中学校を卒業後、台東区に有ります都立蔵前工業高校に3年間通いその後、専門学校に2年間で卒業しました。卒業後、都内に有ります設備工事会社に4年間従事したのち、1997年に(株)小林設備工業に入社しました。そして2018年に先代より代表取締役を引き継ぎ現在に至ります。

趣味としては、もはや生活の一部とも言えますがサウナに入り体をリフレッシュする事です。サウナの中には常連の方もいらつしやり世間話などをして様々な情報を聞くことが楽しみです。

仕事に関しては主な事業としては土木工事、とび・土工工事、管工事、舗装工事、水道設備工事を行っています。内容としては一般家庭の小規模な水道関係の工事から公共工事まで手掛け、最近では清瀬

市内学校や公共施設の大規模空調工事も請け負っています。

これまで大小さまざまな工事を請け負って参りましたが、会社のモットーとして一貫して念頭に置いているのは工事の規模に関わらず利用する方の気持ちになつて作業を行うということ。もちろんどの業種にも必要な事ではありませんが、我々が手掛けるのはライフラインを含め利用者の生活に直結する、当たり前が当たり前でなくてはならない仕事です。その気持ちを社員一同忘れずに日々仕事に取り組んでいます。

また、並行してこれまで様々な地域活動にも取り組んできました。法人会での活動もその一つですが、他にも地域の建設組合への参加、消防団活動、清瀬青年会議所での社会奉仕活動やその他多くの活動を行ってきました。中でも記憶に残っているのは青年会議所で理事長を務めた時の事です。この年は東日本大震災が起こった年でした。全国の青年会議所が団



体規模で被災地支援を行ったことは言うまでもありませんが、個人的にもいってもたつてもいられず清瀬青年会議所の仲間を募り宮城県の新三陸町に車を走らせ、避難所の炊き出しに当たりました。この時感じたのはテレビなどのメディアで伝えられている情報は事実のほんの一部であり、時には正しくない情報も伝えられているということ。そして同時に、有事には直接動き正しい情報を伝えていくことの大切さを知りました。これは自身の仕事にも通ずることであり、何事も人任せにせず自らの目で確認し納得した上で作業を開始することを心掛けています。幸いにもこの時清瀬市や近隣の地域の被害は非常に小さなものでしたが、いつ規模の大きな災害がこの地域に起こるかばかりではありません。今後も日々の仕事に邁進することはもちろんですが、社会奉仕活動で得た経験と知識も合わせ公私ともに地域のために活動したいと考えています。

確定申告 & 管内寄付 陣中見舞い & 活動報告 & タオル寄付等

★確定申告陣中見舞報告

東村山税務署での確定申告会場で使用する法人会特性ボールペン200本を1月29日(木)に高橋東村山法人会会長より石亀東村山税務署長に進呈いたしました。



⑤ 石亀東村山税務署長
⑥ 高橋東村山法人会会長

★管内寄付活動報告

西東京ブロック第3支部・第4支部

3月17日(火)に鎌田西東京ブロック長から社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に寄付を行いました。



⑦ 鎌田ブロック長
⑧ 篠宮西東京市社会福祉協議会会長

★タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションで行っており、今年度は、3月17日(火)に前かおり女性部会会長から西東京市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



⑨ 前かおり女性部会会長
⑩ 篠宮西東京市社会福祉協議会会長

実施
報告

生活習慣病健診

2月下旬に令和7年度の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(東村山市市民ステーション・サンパルネ、東久留米市スポーツセンター、保谷こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。経営者や従業員とそのご家族のために定期的な受診を実施しましょう。



東村山 ブロック

1月30日(金)に法人会館にて「賀詞交歓会及び研修会」を開催しました。賀詞交歓会では、白石ブロック長から新年のメッセージをお伝えし、研修会では東村山警察署より管内で年間80件、被害額3億円にも上る特殊詐欺防止に関する講演を頂きました。場所をサガミ東村山店に移動して開催した懇親会では、4つの支部から39名の会員にご参加を頂き、和気あいの雰囲気のもと、会員相互の親睦を図ることが出来ました。

記 副ブロック長 紺野 琢生



西東京 ブロック

1月31日(土)午後6時半よりジェイコムコール田無にて西東京ブロック賀詞交歓会員交流会を開催致しました。

今年は物価高騰、場所の狭さ等でコール田無での開催になりましたが、衆議院選挙真最中、月末土曜日の夜にもかかわらず、金融関係、諸団体の会長も会員としてお越しいただき57名の参加により盛況の中で、鎌田ブロック長、来賓の市長に挨拶いただき、矢ヶ崎税制委員長長の乾杯で始まり会員である、福田かおる衆議院選挙候補、浜中のりかた都議会議員の紹介あり、お手伝い頂いた大同生命の挨拶紹介ありの歓談のうち第4支部奥山支部長の1本締めの挨拶で無事、成功裏に終わりました。

4支部会員相互の親睦を深めブロック活動への積極的な参加を促す機会とする目的は今年も達することが出来たと思います。ありがとうございました。記 副ブロック長 清水 正幸



東久留米 ブロック

2月2日(月)17時から東久留米商工会館にて「東久留米ブロック合同研修会～新春賀詞交歓会」を開催いたしました。

第一部の研修会は東村山税務署より岩瀬上席にお越しいただき「事業者のデジタル化」と題して近年のデジタル化について学ぶことが出来ました。

第二部の新春賀詞交歓会では会員39名をはじめ、来賓の方々にもお越しいただき、第一から第四支部までの垣根を越え、東久留米ブロックが一体となる素晴らしい皆さんの笑顔溢れる盛り上がりでした。今年も良い一年になると確信できる、そんな新春賀詞交歓会でした。記 第4支部長 佐藤 伸之



清瀬支部

1月28日(水)アミューホールにて清瀬支部新年賀詞交歓会を開催致しました。清瀬市長、都議会議員、衆議院議員など多くの来賓の方々にもご出席いただき、参加者は49名となり大いに親睦を深めることができました。また、多くの青年部会員の参加もあり、諸先輩方と和気藹々と意見交換をする姿が印象的でした。今後も会員交流の場として、また、会員の事業の発展や地域の活性化に繋がるような設えを提供できるよう活動してまいります。記 第一地区地区長 菊地 政明



東村山 第1支部

2月7日(土)、日中に降っていた雪も一旦落ち着き「ボウリング大会」を久米川ボウルにて18時より開催しました。

他の会の役員をなさっている方も多く、中々法人会の行事に参加する時間が無い中、久しぶりに参加する人、ボウリングが年1回のルーティーンになっている人、家族で参加する人、毎回参加する人など大人38名、子供8名にて楽しくプレーした後、久米川ボウル宴会場で懇親会としてバーベキューをしました。

今年度は旅行、忘年会、ボウリング大会と行事を開催しましたが、来年度も役員の皆様と協力して、同じ事を繰り返していきたいと思っております。参加していただいた皆様ありがとうございました。記 第1支部長 本間 亜由武



東村山 第3支部

2月7日(土)「親睦日帰りバス旅行」を開催しました。旧4支部・旧5支部が合併し、会員交流の場を設けたいと思い企画しました。

行先は埼玉県深谷市。新壱萬円札・渋沢栄一の故郷です。記念館見学のあと、ランチは名物「深谷ねぎ」のフルコース料理を堪能し、そのあとは旬真っ只中の「いちご狩り」でお腹も大満足!

最後はガトーフェスタハラダの工場見学と、大人気絶品ラスクをお土産で購入し、帰路に就きました。会員だけでなく、ご家族、お子様、従業員の方々も参加した、とても楽しい充実した一日になりました。参加された皆さま、ありがとうございました!



記 第3支部長 當麻 智勇

東村山 第4支部

2月9日(月)、久米川ボウルにて「ボウリング交流会」を開催いたしました。

当日は多くの会員の皆様にご参加いただき、世代や業種の垣根を越えた交流の場として、終始和やかな雰囲気に包まれました。本交流会はハンデを設けず、経験や年齢を問わずだたでも気軽に楽しめる形式としたことで、各レーンでは自然と会話が生まれ、笑顔あふれる時間となりました。始球式では下澤議員にご協力いただき、会場は大きな拍手とともに華やかにスタートしました。

ボウリングの後に行われた懇親会では、新メンバーや久しぶりにご参加いただいた方々の紹介も行われ、会員同士の親睦がより一層深まる貴重な機会となりました。また、本交流会に際し多くの協賛企業・会員の皆様より多数の協賛品をご提供いただき、抽選会は大変な盛り上がりを見せました。ご協力を賜りました皆様へ、心より感謝申し上げます。

本交流会が盛会のうちに終了できましたのも、ご参加いただいた皆様をはじめ、ご協賛・ご協力を賜りました関係者の皆様のおかげです。東村山法人会第4支部では、今後も会員相互のつながりを大切に、魅力ある事業を企画してまいります。記 第4支部長 小林 智子



小平 第1支部

2月6日(金)、東大和グランドボウルにて小平第1支部では恒例となりました『小平第一支部ボウリング大会』が開催されました。参加人数は昨年を上回る51名でした。グランドボウル支配人様よりご挨拶を頂戴した後、菅野支部長が挨拶からの始球式を執り行い威勢良く開会しました。ゲーム中は支部会員の皆様談笑しながら楽しんでおられました。ゲーム後は賞品を多数用意した表彰式があり、授賞された皆様たち大変喜んでいただけました。また、グランドボウル様から『ゲームプレイ券』いただきましたので、争奪じゃんけん大会をして閉会となりました。

今回も支部会員の皆様のご理解ご協力を賜り、素晴らしい大会を開催する事が出来ました。心より感謝申し上げます。来年度の2月頃にはまたボウリング大会を開催予定しております。



記 事業担当 宮崎 進

小平 第2支部

1月29日(木)小平ブロック第二支部の親睦新年会を一橋学園「一龍」にて開催いたしました。参加者は28名。藤縄てつやさんによるギター弾き語りの楽しいステージで幕を開け、第二部では恒例の協賛ビンゴ大会を開催し、大いに盛り上がりました。協賛品には胡蝶蘭やお酒、お菓子、商品券など、多彩で魅力ある品々をご提供いただきました。また当日は、偶然来場された小林市長にも飛び入りでご参加いただき、記念撮影にもご協力賜りました。和やかな雰囲気の中、親睦を深めるひとときとなりました。

記 事業研修委員 鹿島 朝子



西東京 第3支部

3月4日(水)、前日からの雨が上がり、7時30分定刻での出発となりました。車内で原川支部長に朝の挨拶をいただき、本日の研修会の意義を参加者一同、再認識しました。

第3京浜玉川入口まで環八の混雑で2時間ほどかかりました。横須賀到着時は天気予報の通り北風が強く吹いていて、猿島への小型船は運航中止のために見学は中止となりました。その為、参加者多数の賛成にて横須賀の記念艦三笠を見学しました。

明治時代の日本とロシア戦争の歴史、そして当時の世界情勢が艦内に展示案内されていて勉強になりました。昼食はとて美味しい和食のコースで盛り上がり、鎌田ブロック長の法人会の異業種交流の良さと、その重要性のスピーチに本日の参加の意義を深く感じました。昼食後は横須賀ポートマケットにより、その後、本日のメインイベントである横須賀軍艦港巡りのクルーズ、米海軍の空母、軍艦と自衛隊の潜水艦・護衛艦を目近に見て、緊迫な世界情勢に国防が重要であると再認識しました。私たちクルーズ船の横をゴムボートで通り過ぎた自衛隊員が、手を振ってくれ清々しい気持ちで帰途に着きました。

世界情勢が不安定な時代ですが、国を守るという事の大切さを改めて確認した一日でした。本日の充実した研修会を企画した原川支部長、鎌田ブロック長、役員、大成観光バス(株)の皆様にご協力いただき、ドライバーさんの安全運転のおかげで午後6時過ぎに無事に出発地に帰着しました。

記 支部会計 加藤 徹



東久留米 第3支部

2月としては桁外れに暖かかった令和8年2月21日、東久留米駅から電車を利用して13名で秩父方面に日帰り親睦旅行へ行きました。横瀬駅から小松沢レジャー農園に移動して旬のいちご狩り。「紅ほっぺ」「やよいひめ」という品種のいちごをたらふく味わいました。その後武甲温泉に移動して秩父の味と温泉を堪能。帰りも横瀬駅から鉄道利用。17:33東久留米駅着。3連休初日でしたが全て予定時刻通り無事に全員帰着しました。

記 第3支部長 南端 常雄



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



| | |
|-----------------------------------|--|
| 政府労災の上乗せ補償 | ハイパー任意労災 (業務災害総合保険) |
| 会社で入る医療補償 | ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約) |
| 初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える | スマートプロテクト (総合事業者保険) |
| 地域社会に貢献する | ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険) |
| 企業向け第三者賠償責任保険 | オールスターズ ALL STARS (事業賠償・費用総合保険) |
| 火災と地震災害に備える | プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等) |
| 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 | 情報漏えいガード (個人情報漏洩保険) |
| 役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える | MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険) |
| 海外進出企業向けサポートプラン | ワールドリスク WorldRisk |

AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083 東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階

TEL.042-639-0720 FAX.042-646-1850

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)

事業研修委員会



狩野事業研修委員長



事業研修委員会メンバー

今回は、事業研修委員会を紹介します。

事業研修委員会では、通常総会に接続した本部研修会と新春講演会及び国内研修事業を企画・実施しています。また管内税務署等と税理士会の協力を得て、税に関する各種セミナー等を開催し、税知識の普及を図るとともに、各種経営支援セミナー等を開催して地域企業の発展に寄与すべく活動を行っております。なお、昨年度は嘉悦大学教授の高橋 洋一先生や落語家の林家 木久蔵師匠の著名な講師にご講演いただき、大好評をいただきました。今後も会員と地域企業への税を軸とした事業を行ってまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

Recipe レシピ



葉玉ネギのぬた (酢味噌和え)

東久留米第1支部 野島 貞夫さん

- 材料**
- 葉玉ネギ……………2~3本
 - ニンジン……………半本
 - 塩(茹で用)……………少々

【酢味噌】

- 白味噌(または合わせ味噌)…大さじ2
- 砂糖……………大さじ1
- 酢……………大さじ1
- (お好みで)和がらし……………少々

作り方

- 1 ニンジンを薄い短冊切りにする。葉玉ネギは切らないでおく。
- 2 沸騰したお湯に少々塩を入れ、まず葉玉ネギの「玉の部分のみ」を入れて30秒~1分ほど茹でます。次に葉の部分とニンジンを加え、さらに30秒ほどサッと茹でます。
- 3 茹でた野菜を氷水にサッと通してしっかり絞る。葉玉ネギを食べやすいよう3~4cmのざく切ります。
- 4 ボウルに【酢味噌】の材料を混ぜ合わせる。
- 5 食べる直前に水気をしっかり切った葉玉ネギとニンジンをボウルに加えて、さっくり和えれば完成です！

葉玉ネギは、玉の部分が甘くて柔らかく、青い部分もトロツとしていて、ぬた(沼田)にするには最高の食材です！
作り方で茹で方がポイントです。シャキシャキ感とトロツとした食感を両立させる、春らしい一品になります。

令和8年 5月・6月

法人会行事のご案内

令和8年3月31日現在

| 月日(曜日) | 時間 | 説明会・研修会・会議等 | 場所 | 月日(曜日) | 時間 | 説明会・研修会・会議等 | 場所 |
|---------|-------------|-------------------|-----------|---------|-------------|-----------------|---------------|
| 5/7(木) | | 小平ブロック合同報告会 | 一 龍 | 5/26(火) | 11:00~12:00 | 第5回税務連絡協議会 | 東村山税務署別館1階会議室 |
| 5/12(火) | 15:00~16:00 | 税務教室「役員給与の概要」 | 法人会館 | 5/27(水) | 15:00~16:00 | 東法連理事会 | 全法連会館4階 |
| // | 11:00~13:15 | 東法連女連協定時連絡協議会 | 全法連会館4階 | // | 13:00~15:45 | 新設法人説明会 | 法人会館 |
| 5/13(水) | 13:00~15:30 | 決算法人説明会 | 法人会館 | // | | 西東京ブロック合同報告会 | 谷戸イチョウ・ホール |
| // | 15:00~ | 東法連青連協定時連絡協議会 | 京王プラザホテル | 6/4(木) | 14:00~16:00 | 第14回通常総会・表彰式 | ホテルエミシア東京立川 |
| // | 16:30~ | 清瀬支部合同報告会 | アミューホール | // | 16:30~18:00 | 本部研修会 | // |
| 5/14(木) | 10:00~16:00 | 新入社員のためのビジネスマナー研修 | 法人会館 | // | 18:10~19:30 | 交流会 | // |
| 5/15(金) | | 東村山ブロック合同報告会 | // | 6/10(火) | 13:00~15:30 | 決算法人説明会 | 法人会館 |
| 5/18(月) | 14:00~16:00 | 個別融資相談会 | // | 6/16(火) | 15:00~16:00 | 税務教室「減価償却の計算方法」 | // |
| 5/19(火) | 08:00~ | 厚生親睦チャリティゴルフ大会 | 西武園ゴルフ場 | // | 14:00~16:00 | 個別融資相談会 | // |
| 5/20(水) | 13:00~16:00 | 国土工営事業承継無料個別相談会 | 法人会館 | 6/18(木) | 13:00~16:00 | おなやみ相談会 | // |
| 5/21(木) | 14:30~16:00 | 東法連総務委員会 | 全法連会館4階 | // | 18:00~ | 三法連青連協総会 | 京王プラザホテル八王子 |
| // | 13:00~16:00 | おなやみ相談会 | 法人会館 | 6/24(水) | 15:00~18:30 | 東法連第14回通常総会 | 明治記念館 |
| // | 17:30~ | 東久留米ブロック合同報告会 | 東久留米市商工会館 | 6/30(火) | 午前中 | 青年部出前授業 | 小平市立第五小学校 |
| 5/22(金) | 14:00~16:00 | 源泉所得税実務研修会 | 法人会館 | | | | |

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

募集

あなたの撮った写真・あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

掲載時期について 当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



募集要項 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨) 記事(文章) 200~400字程度 原稿用紙でもワードでも可

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654 e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には法人会の図書カードをプレゼントします。どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [304号] 令和8年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会 〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654 <https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/> 制作：株式会社 国栄

禁無断転載